

『賃貸住宅管理業法の重要ポイント』

～ 解釈・運用の考え方を踏まえて～

2020年、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が成立しました。
そして、2021年6月15日に施行され、管理戸数200戸以上の管理業者は
国土交通省への登録や業務管理者の設置等が求められます。
法律のもとに業が定められ、行を行うために一定の能力や要件が求められます。
賃貸住宅管理業法の理解を深め、役立つ情報を解説いたします。是非、ご参加ください。



このセミナーのポイント

1. 賃貸住宅管理業者の登録義務と行為規則
2. 業務管理者の選任
3. 管理受託契約の締結前の書面の交付
4. 再委託の禁止
5. 分別管理と定期報告
6. 経過処置とその規則内容

講師：ことぶき法律事務所
弁護士 佐藤 省吾 氏

【日 時】 令和3年8月18日(水) 15:00～17:00

【形 式】 WEB: Zoom * URLは後日配信

【料 金】 無料

* 申込期限: 8月10日(火)

コンプライアンス委員会 オンラインセミナー申込

貴社名		
参加者	お問合せは支部へ	
参加者	メール	

FAX送信先: 098-988-8241

お問合せ先: 全国賃貸管理ビジネス協会沖縄支部
事務局: 高江洲 TEL: 098-988-8240